

大蔵委員會議録 第九号

昭和二十七年十二月四日(木曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳清君
理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君
理事 佐藤 次郎君

上座 司君 大泉 寛三君
大村 清一君 佐治 誠吉君
中田 政美君 西村 直己君
宮崎 靖君 三和 精二君
加藤 高藏君 中崎 敏君
吉田 正君 坊 秀男君

出席政府委員
大蔵政務次官 愛知 葵一君
大蔵事務官 (主計局長) 平田 敬一郎君
大蔵事務官 (銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者
大蔵事務官 (主計局長) 白石 正雄君
大蔵事務官 (銀行局長) 有吉 正君
大蔵事務官 (銀行局長) 榎田 光男君
大蔵事務官 (銀行局長) 榎田 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月二日

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)の審査を本委員会に付託された。

税制改正に関する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第五二六号)

課税の適正化に関する陳情書(徳島

市西船場町二丁目二十一番地徳島商工会議所会頭長尾義光)(第五二七号)

揮発油税収入を道路整備事業費に充当の陳情書(大阪府会議員長西俊信外七名)(第五二八号)

揮発油税軽減に関する陳情書(東京都中央区新富町三丁目二番地全国石油協会会長森平東一)(第五二九号)

松本市に国民金融公庫支所設置の陳情書外一件(長野県知事林虎雄)(第五三〇号)

政府資金の統一運用に関する陳情書(福島県南会津郡大宮村長神庭一久)(第五三一号)

同(新潟県佐渡郡内海府村長岩脇太一)(第五三二号)

同(富山県上新川郡新保村長今井金之助)(第五三三号)

同(福岡県浮羽郡町村長長大石信)(第五三四号)

未帰還留同胞の国家補償拡充に関する陳情書(東京都議會議長斎藤清亮)(第五四六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

託されました漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

附則に次の五項を加える。

漁船乗組員給与保険法(以下給与保険法と謂ふ)ニ依ル漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ經理ハ当分の間第一條ノ規定ニ拘ラズ之本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本會計ニ前項ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外給与保険勘定ヲ設ク

給与保険勘定ニ於テハ漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業經營上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金、給与保険法第二十九條ノ規定ニ依ル納付金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

業務勘定ニ於テハ第三條ノ三ノ規定ニ依ルモノノ外給与保険法第三十五條ニ於テ準用スル法第四十三條ノ規定ニ依ル一般會計ヨリ繰入金及

漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ執行ニ要スル經費ヲ以テ夫々其ノ歳入及歳出トス

第三條ノ四第一項及第二項、第四條乃至第七條並ニ第九條ノ規定ハ給与保険勘定ニ付テ準用ス

附則

この法律は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)施行の日から施行する。

運用及び歳出予算の翌年度への繰越し使用等に関する所要の規定を設けようとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長 次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引続き質疑を継続いたします。

○淺香委員 動議を提出いたします。

ただいま議題となつております国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、質疑も大体尽くされたと思われまふので、この際質疑を打ち切られんことを望みます。

○奥村委員長 ただいまの淺香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○奥村委員長 御異議ないようですから、国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切ることといたします。

これは通告順によつてこれを許します。討論は通告順によつてこれを許します。

宮崎靖君。

○宮崎委員 ただいま議題となつております国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、私は自由党を代表いたしまして賛成の意見を表明するものであります。

すでにこの問題につきましては、政府の手配が遅きに失するの感があるものでありまして、すみやかに通過成立せ

しめるべきであることは、委員会の各位の御了承を願ひ得ることと存じております。しかしながら国民金融公庫そのものの組織、機構、あるいは運営等につきましても、将来にわたって十分検討を加えなければならぬ問題が多々あることと存じます。たとえば庶民金融機関としての使命を達成するために、資本不足の状況下において、必要なる資金が随時適当なる時期に調達できる方策、あるいは国民金融公庫の職員の待遇の問題等々、考え来りますならば、この法案を中心としたしまして慎重に検討すべきいろいろな問題があると思ひますが、さしあたりまして、年末の切迫しております今から衆参両院を通過いたすといはしても、この手配による資金が、はたして年末融資に間に合うかどうか、非常に心配せられておる折からでありますので、その他のいろいろの問題は次の機会において、本委員会において十分検討せられることを条件といたしまして、本案のすみやかなる通過を念願いたしまして、御賛成を申し上げるわけでありませう。

特にこの際政府に要望いたしておきますのは、法律は急いで出たが、行政の面、実施の面におきまして、とかく事務的な手続におきまして遅滞等のないよう、申し上げるまでもなく年末差迫つておる折からでありますので、特にこの点に御配慮をせられまして、この法律案が年末において相当適切な効果を上げ得るよう御努力を賜わらんことをお願いいたしまして、本案に賛成いたします。(拍手)

○内藤(友)委員 私には改進黨を代表いたしまして、この案に對しまして附帯決議をつけまして、賛成の意を表したと思ふのであります。まず附帯決議を朗読いたします。

国民金融公庫の資金は本年度補正予算において三十億円の増資と二十億円の借入金を追加計上しているのであるが、中小企業並びに庶民金融の現下の実状から見ると、この程度ではとうてい十分とはいへない。よつて政府はすみやかに国民金融公庫の資金を増加するよう適切な措置を講ずべきである。

この附帯決議をつけまして、ただいま宮崎君が述べられました同一趣旨で本案に賛成いたします。(拍手)

○奥村委員長 吉田正君。

○吉田(正)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、内藤君の附帯決議と同様な意味におきまして附帯決議をしまして、本案に賛成するものであります。中小企業の金融の困難さとか、倒産者が続出しておるといふことは申すまでもありませんが、大蔵大臣が特にこの問題に財政演説で言及しまして、中小企業の金融の活性化といふこと、または金融の円滑化といふことを取上げられておるのです。ところが実際はどうかといふと、この国民金融公庫法の改正法律案を見ますと、わずかの金を出したにすぎない。言うことはなかなか盛んでありますけれども、いさやるとなるとこれしか出さないといふ

ことは、私もこれに對して非常に遺憾に思つてゐる。それで日本社会党といたしましては、これを修正してもつとこれを増額いたし、もつと積極的な根本的な対策を講ずべきだといふことを考へるのでありますけれども、それをやつていふと年末金融に間に合わない。ことに戦災者とか、またはその他一般の勤労者とか、中小企業も、もう金がなければ困るというやうな段階でありますので、この際修正はしたいけれども、それをやつていふと間に合わないといふ意味におきまして、本案に賛成するわけでありませう。従つて、今附帯決議の朗読を省略いたしますが、改進黨の附帯決議と同様の意味におきまして、この法案に賛成する次第であります。さらに来年度の予算算におきましては、この問題についてさらに積極的に、大金融資本中心でなしに、国民大衆のほんとうの金融を考えたいと思ひます。根本的な考え方からひとつもつと積極的な案を立ててもらいたいのです。そうしてさらにこの経営の内容を見ましても、なか／＼事務が滞滞して貸付が遅れるとか、また職員が給与が低くてなか／＼うまく行つていないといふやうな内容の問題についてさらには検討を加えて行きまして、もつと積極的、もつとほんとうの意味の、大衆の信頼にこたへるやうな国民金融公庫法といふものを改めて提出されたいことをお願いいたしまして、賛成の意を表する次第でございます。

○奥村委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 日本社会党を代表しまして本案に賛成するものであります。現在の中小企業者の資金の枯渇は、大衆の生活を圧迫することと言語に絶するものがあります。わずかに三十億程度の増額ではとうていまかない切れるものでないといふことは考へます。政府当局は、昨年度よりは資金関係が円滑であるかのように答弁をされておりますが、市井の実情はまったくこれと反対でございます。今年の春から起つて来たところの輸出不振に伴つて、商況はますます／＼悪くなり、資金の枯渇はますます／＼忍びないものがあります。従つて国民金融公庫に殺到する民衆の数は一日と増加している現状でございます。私たちはこの法案そのものに反対はございませんけれども、わずか三十億くらいのことではとうていまかない切れないと思つております。年末も差迫つておりますし、早くこれを通過しなければ実際の暮れには間に合いません。さういふ立場から賛成するのであります。少くともわれ／＼は、八十億くらいの増額を条件にして賛成を、先ほどの内藤君の決議案と同じ趣旨でもつて、少くとも庶民のために、年末金融の現状にかんがみて即刻これを具体的に処理していただくたい。特に当局の処理に対する熱意に信頼して、本案に賛成するものであります。

○奥村委員長 坊秀男君。

○坊委員 私は無所属倶楽部を代表いたしまして本案に賛成いたします。一般會計から三十億の出資並びに資金運用部から二十億の借入れ、都合五十億をもつてはとうてい差迫つております。中小企業金融をまかない切れるものとは私は思ひませんが、しかしながら、さういふ見地から本案を修正してこの五十億を増額するといふことは、諸般の手続を要して非常に時日を要する。さういふことに相なりますので、せつ／＼の良業も、時を失しますとその効果を発生し得ないといふ意味におきまして、この五十億出すといふことに賛成するものでございます。ただ私は、この国民金融公庫が今後十分その機能を發揮して行くためには、職員等を希望しておく次第でございます。

○奥村委員長 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○奥村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、先ほど改進黨内藤友明君より附帯決議を付するの動議が提出されておりますので、本動議を採決いたしたいと存じますが、本動議は各派共同の提案でありますことを、念のため御報告いたしておきたいと存じます。

それでは、これより本動議の採決をいたします。本動議に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○奥村委員長 起立総員。よつて動議の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

次に本法律案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮橋委員 ちよつと議事進行について。ただいまの附帯決議に関連しまして、中小企業振興議員連盟各党各派合同で中小企業振興に対する決議案を出したいと思つております。その件についてお諮りしたいので、散会後において理事会を開催願いたいと思ひます。

○奥村委員長 了承いたしました。

本日はこれをもつて散会いたします。

次会は明後六日午前十時から開会いたします。

午後一時四十七分散会

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十二月十日印刷

昭和二十七年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局